

ひょうごケア・アシスタント推進事業（訪問介護版）の実施

1. 事業の目的

高齢者・女性等の地域住民（一般県民）が、訪問介護事業所や定期巡回サービス事業所において、短期間（3ヶ月）・短時間（3時間）で生活援助サービスの補助的業務を職場体験（雇用契約必須）してもらい、介護現場に多様な人材の参入を促進するとともに、雇用期間終了後、正式雇用につなげることで、訪問介護員の確保を促進します。

2 事業の内容

（1）ケア・アシスタント（CA）の仕事と働き方

- ・ケア・アシスタントとは、各事業所において雇用され、職場体験業務に従事する職員をいいます。
- ・各施設において、説明会を開催した後、施設が定める計画に基づき短期間・短時間勤務でOJT研修を行い、職場や業務に慣れていただきます。
- ・終了後は、本人と施設で話し合い、介護職員として引き続き業務に従事（この場合は、介護職員初任者研修の受講が可能【上限 35,000 円の補助あり】）するなど、今後の働き方を決めていただきます。

（2）業務内容（※）について

- ・ケア・アシスタントが従事する業務は、身体に負担の少ない生活援助サービス（掃除、洗濯、ベッドメイク、買い物等）の補助的業務で、対象者は経験資格不問、年齢不問となっています。

■職場体験する補助的業務:利用者の同意を得た上で実施可能な業務

補助対象事業所	実施可能な業務
訪問介護事業所 定期巡回サービス事業所	保険外サービス業務 ※生活援助サービス（見守り、掃除、買い物等） 業務のうち訪問介護員の補助的な業務



※保険外サービスとして職場体験に従事するため、保険給付対象サービスの提供時間に含めることはできません。

（3）短期間雇用の期間、時間数等について

- ・従事する期間や日数・時間数は、1日3時間、週3日、3ヶ月で約100時間を目安とします。

3 県からの補助内容

区分	補助額等	補助率
ケア・アシスタント受入経費 （資料印刷代、消耗品費等）	・受入施設ごとに4,000円 ・ケア・アシスタント1人につき2,000円	10/10
ケア・アシスタント活動経費 （雇用期間中の賃金）	・最低賃金相当額（899円）に補助率を乗じた額	1/2

4 事業のスケジュール（予定）

時期	内容
7月中	・実施協議書の締切り
～9月頃	・県、市町、事業者団体及び受入施設における募集PR ・受入施設におけるケア・アシスタントの募集。説明会の実施。
～12月	・任意の3ヶ月間、ケア・アシスタントの受入実施
8月	・補助金申請書兼実施計画書の提出
1月	・実績報告書兼精算書等の提出
3月	・補助金の支払い